

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第 9 7 7 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	KⅡ 代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県潮来市
処 分 年 月 日		令和 4 年 5 月 19 日
処 分 内 容		営業停止命令 (令和 4 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日まで (30 日間))
処 分 理 由		指示により付された違反点の累積が、営業停止の基準に達したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 23 条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第 5 条
処分を行った公安委員会		茨城県公安委員会